

○東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例及び条例施行規則の取扱い要領

この取扱い要領は、東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和 60 年第 49 号施行、以下「条例」という。）、東大阪市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則（昭和 60 年第 56 号施行、以下「規則」という。）及び東大阪市ラブホテル建築規制委員会規程（昭和 60 年第 8 号施行、以下「規程」という。）に基づき、規則及び規程に定めのない事項及び取扱いについて定めるものとする。

1 構造及び設備

(1) 規則第 2 条第 1 項に基づく施設の設備基準は施設に応じそれぞれ次の各号に定めるものとする。

- ① 第 1 号の玄関については、別表第一（一）項に掲げる基準にすること。
- ② 第 2 号のフロント等については、別表第一（二）項に掲げる基準にすること。
- ③ 第 2 号のロビー等については、別表第一（三）項に掲げる基準にすること。

(2) 規則第 2 条第 1 項の構造及び設備について、次の各号によって総合判定を行うものとする。

- ①建物の凹凸曲面、傾斜、突起物などが著しくないもの
- ②乗車したまま受付のできないもの
- ③車庫と客室への専用階段のないもの
- ④門、塀、広告物、ネオン等について特異なけばけばしい色彩形態を有していないもので点滅しないもの
- ⑤建物の形態、屋外照明等は総合的にみて、周辺住環境と調和し、違和感を与えないもの
- ⑥客室入口が共通廊下に直接面するもの
- ⑦浴室が外部から見透すことのできないもの
- ⑧利用客の出入がわかりづらくしてある構造でないもの
- ⑨主要出入口と玄関、ロビーの配置が開放的に感じられるもの
- ⑩玄関、ロビー、食堂の動線の連続性があるもの
- ⑪モーテル的な構造に改築できにくい構造であるもの
- ⑫利用客が客室に入るには、必ず共通玄関、客と従業員とが開放的に対面できる帳場を通り、共通廊下を通じて連結する構造であること

2 周辺住民の理解

(1) 条例第 5 条第 4 項の規定によりホテル等を建築する者は、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。

- ①周辺住民とは、住民個々を対象とするものではなく、おおむね当該建築予定の自治

協議会、PTA 協議会等公共的団体とする。

②ホテル等を建築しようとする者は、前記対象の公共的団体に対し建築計画を説明し、協議を行うなど理解を得るよう努めなければならない。

③公共的団体との協議を開始する時期は、条例第 6 条規定の標識を設置すると同時とし、市長が審議会に諮問する迄に周辺住民の理解を得るよう努めるものとする。

3 届出

(1) 規則第 3 条第 1 項に基づく届出の図書について明示すべき事項は、次の各号に定めるものとする。

①付近見取図は 2500 分の 1 の区分地図にすること。

②配置図の縮尺は 300 分の 1 以上とする。

③各階平面図の縮尺は 200 分の 1 以上とすること。

④客室及び浴室の平面詳細図の縮尺は 50 分の 1 以上とすること。

⑤客室及び浴室の展開図は 4 面とする。縮尺は 50 分の 1 以上とすること。

⑥立面図は 4 面とする。縮尺は 100 分の 1 以上とすること。

ただし、やむを得ない場合は 200 分の 1 とする。

(2) 規則第 3 条第 1 項に基づく届出をしようとする者はホテル等建築計画届出書を別表第二に掲げる部数を提出しなければならない。

(3) 市長は、規則第 3 条第 1 項に規定する図書のほか、必要な書類を添付させることができる。

4 その他

当該建築物の敷地境界線より周辺約 300 メートル以内の建築物の用途を明記した附近状況図を添付すること。縮尺 2500 分の 1 以上とすること。

附則

この取扱い要領は昭和 60 年 7 月 6 日より施行する。

この取扱い要領は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この取扱い要領は令和元年 12 月 18 日より施行する。

別表第一 施設の設備基準

	施設名称	収容人員	基準
(一)	玄関	50 人以下の場合	間口 1.8m 以上（壁芯）
		50 人を超える場合	間口 2.7m 以上（壁芯）
(二)	フロント等	50 人以下の場合	間口 1.8m 以上（有効） 床面積 5.0 m ² 以上（壁芯）
		50 人を超える場合	間口 2.7m 以上（有効） 床面積 10.0 m ² 以上（壁芯）
(三)	ロビー	30 人以下の場合	床面積 30.0 m ² 以上（壁芯）
		31 人以上で 50 人以下の場合	床面積 40.0 m ² 以上（壁芯）
		50 人を超える場合	床面積 50.0 m ² 以上（壁芯）

別表第二

ホテル等建築計画届出書は、下記部数を提出すること。

1 正副	2 部
2 ホテル等建築審議会	7 部
3 事務局	3 部
合計	12 部